

再発防止に向けた  
入札制度改善計画  
(委員会案)

令和5年3月

養老町職員の不祥事に係る第三者委員会

養老町職員の不祥事に係る第三者委員会では、養老町元職員が町発注の解体工事の入札に関する情報を漏えいした事件を受け、再発防止について意見を交わし、その結果として、入札制度の改善計画を提言します。

職員の不祥事の再発防止と町民の信頼の回復に向けて、すべての職員が適切な入札・契約事務の執行に努めていただくことを強く希望します。

## 1. 現状の入札制度について

現在、電子入札により年間約100件程度の工事の入札を執行している。その入札のほとんどにおいて、指名競争入札を採用し、工事が施行されている。一般競争入札の執行は年間約1件程度である。

指名競争入札は地元業者育成を目的として、町内業者を中心に指名業者を選定し、入札を行っているが、指名業者が限定されることや、指名が恣意的に行われるおそれがあるなど、競争性、公平性の確保が課題となっている。

町の一般競争入札の対象物件は「養老町事後審査型条件付き一般競争入札取扱要綱」第2条に規定されているように、土木工事では、工事費が1億円以上、建築工事では3億円以上（分離発注する場合は、工事費5,000万円以上。）となり、現状、一般競争入札の適用範囲は限られていた。

一般競争入札は透明性、競争性、公平性の観点から非常に有効な入札制度である反面、入札期間の長期化や事務の煩雑化に加え、不良不適格業者の排除が困難となるなど課題があることから、町では長年、指名競争入札を中心とした入札制度の運用を行ってきた。

## 2. 入札制度の改善検討について

### (1) 一般競争入札の推進

町では、より透明性、競争性、公平性を高めるため、一般競争入札を推進することとし、「養老町事後審査型条件付き一般競争入札取扱要綱」に規定する一般競争入札の対象工事金額を次のとおり下げ、一般競争入札の対象工事の拡大を図ることとする。

しかしながら、全ての工事を一般競争入札で行うことは、業務執行期間の長期化や、入札に係る事務量が大きくなり、入札業務が滞る可能性があることから、原則、議会の承認が必要な事業を一般競争入札の対象とする。

#### ○一般競争入札の対象となる工事

土木工事	1億円以上	→	<u>原則、5,000万円以上</u>
建築工事	3億円以上	→	<u>原則、5,000万円以上</u>

※今後、入札の執行結果を検証し、一般競争入札の対象となる事業の見直しを検討する必要がある。

## (2) 指名競争入札の制度改善

町では、地元業者育成を目的に、町内業者を中心に指名業者を選定し入札を行っているが、入札に参加できる業者が限られるなど競争性の確保に課題があるため、目標として20%~30%程度の町外業者を選定業者に加えることで、競争性の確保を図る。

また、指名業者を固定すると、業者間の談合を誘発する可能性があるため、指名業者の固定は行わないこととする。

なお、500万円以下の軽微な工事や地域密着型の工事となる場合は、町内業者を優先とする。

## 3. 不当な関与の排除について

### (1) 公正な入札の確保

公正な入札を妨げる行為を防止するため、官製談合や業者間の談合等が疑われる行為があった場合や、判明した場合には警察などの関係機関と連携し迅速に対応する。また、職員においてはコンプライアンスを遵守し、業者との不適切な接触を行わないことを徹底する。これに違反した業者や職員に対しては、厳正な処分を行うこととする。

※別途、策定した「養老町官製談合防止マニュアル」参照

### (2) 不良不適格業者の排除

契約の適正な履行を確保するため、不良不適格業者を排除する。

#### ア. 法令違反等への厳正な対処

入札参加資格者の法令違反等に厳正に対処する。

#### イ. 指名停止措置の強化

指名停止措置に関することについて定めた「養老町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱」の改正等を行うことで、指名停止措置の強化を図り、違法行為や違反等を未然に防ぐ。

#### 4. 予定価格の取り扱いについて

令和4年度から導入している5,000万円未満の工事については予定価格を事前公表とし、職員と業者との癒着を防止する措置を行っている。

予定価格の事前公表は、今後の入札結果を検証し、継続するか否かの検討が必要である。

#### 5. 積極的な情報の公開について

入札執行の透明性確保の観点から、入札結果の公表を随時実施していく。

#### 6. 入札制度改善に係る検討について

今後の入札執行状況を注視し、入札結果に基づく課題の検討は「養老町指名業者選考委員会」にて行う。落札率が高止まりする状況が確認された場合には、対策や改善検討を随時実施していく。また、談合等が疑われる状況が確認された場合には、関係機関と連携し対処していくものとする。

#### 7. その他

入札に関し不正行為が行われている情報等を把握した場合には別図により関係機関と連携を図り、問題の解決に当たるものとする。

### 入札に関する談合等の不正行為に関する連絡体制

